

証券コード 4177
2025年6月5日

株主各位

大阪市淀川区西中島五丁目11番8号
株式会社i-plug
代表取締役CEO 中野智哉

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 <https://i-plug.co.jp/ir/event/agm.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「i-plug」または「コード」に当社証券コード「4177」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月23日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市東淀川区東中島一丁目18番5号
KITENA新大阪 4階403号室

3. 目的事項

報告事項 1. 第13期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件
第4号議案 取締役の報酬額改定の件
第5号議案 監査役の報酬額改定の件
第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件
第7号議案 社外取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。
なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。

- 株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://i-plug.co.jp/>)においてお知らせいたします。
- 本総会の決議結果につきましては、決議ご通知の送付に代えて、本招集ご通知表紙に記載の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

事業報告

(2024年4月1日から)
2025年3月31日まで

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「つながりで、人の可能性があふれる社会をつくる」というMissionのもと、「未来を担う若い世代から、もっとも選ばれるプラットフォームになる」をVision2030に掲げ、一人ひとりの個性や多様性を活かすプラットフォームの提供を通じて、より豊かなキャリア機会を創出することを目指してHR関連サービスを提供してまいりました。

2026年卒の大卒求人倍率は1.66倍と、2025年卒の1.75倍から0.09ポイント低下しているものの、企業の採用意欲は引き続き高い状態が続いております（出典：リクルートワークス研究所「大卒求人倍率調査」）。また、2025年卒学生の就職内定率（2025年3月卒業時点）は、98.8%と2024年卒（96.8%）から2.0ポイント増加し、現在の就職活動スケジュールとなった2017年卒以降、過去最高となりました（出典：（株）リクルート「就職プロセス調査（2025年卒） 就職みらい研究所」）。

（売上高）

当社グループの主力サービスである新卒オファー型就活サービス「OfferBox」は、2025年3月末時点の企業登録数が2.0万社、学生登録数が21.5万人となりました。

このような状況のなか、当連結会計年度の売上高は5,084,450千円（前年同期比10.5%増）、OfferBoxの2025年卒内定決定人数は7,323人（同1.0%減）となりました。

当社グループは、HRプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。サービス別に区分した売上高の概況は、次のとおりであります。

OfferBox（早期定額型）

2026年卒を対象とした早期定額型は、採用難を背景とした早期利用ニーズを着実に取り込み、契約継続だけでなく、成功報酬型からの切り替えや新規受注も好調に推移しました。この結果、当連結会計年度のOfferBox（早期定額型）の売上高は3,955,633千円（前年同期比14.9%増）となりました。

OfferBox（成功報酬型）

2025年卒を対象とした成功報酬型は、新卒紹介サービスのOfferBoxPLUSは堅調に推移したものの、決定人数が前年を若干下回ったことに加えて、早期定額型の入社合意枠の消化となる決定が多くなりました。この結果、当連結会計年度のOfferBox（成功報酬型）の売上高は631,675千円（前年同期比14.7%減）となりました。

eF-1G（適性検査）

新卒採用における適性検査の新規契約企業数は堅調に推移しました。この結果、当連結会計年度のeF-1G（適性検査）の売上高は282,170千円（前年同期比3.0%増）となりました。

その他

新規事業や子会社（株式会社マキシマイズ）の売上高が含まれており、堅調に推移しました。この結果、当連結会計年度のその他の売上高は214,971千円（前年同期比48.8%増）となりました。

（営業利益）

主力サービスである「OfferBox」は、更なる成長のための投資を行なながら収益性を改善しました。この結果、当連結会計年度の営業利益は578,502千円（前年同期比314.8%増）となりました。

(経常利益)

銀行借入に対する支払利息等を計上しております。この結果、当連結会計年度の経常利益は579,697千円（前年同期比321.1%増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度において吸収合併した株式会社paceboxから引き継いだ税務上の繰越欠損金とその税効果の影響で法人税等合計が△18,228となりました。この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は597,925千円（前年同期は193,933千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

<サービス別の売上高>

サービス区分	第12期 (2024年3月期)		第13期 (2025年3月期) (当連結会計年度)		前年同期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
OfferBox（早期定額型）	3,443,563千円	74.8%	3,955,633千円	77.8%	512,070千円	14.9%
OfferBox（成功報酬型）	740,746	16.1	631,675	12.4	△109,071	△14.7
eF-1G（適性検査）	273,874	6.0	282,170	5.5	8,295	3.0
その他	144,438	3.1	214,971	4.3	70,532	48.8
合 計	4,602,623	100.0	5,084,450	100.0	481,826	10.5

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は332,283千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

- 当社 OfferBoxの改修
- . 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
- 当社 OfferBoxの改修
- ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の除却、売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として300,000千円の調達を実施しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第10期 (2022年3月期)	第11期 (2023年3月期)	第12期 (2024年3月期)	第13期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	3,041,482	3,741,454	4,602,623	5,084,450
経常利益又は経常損失(△)(千円)	370,639	△397,437	137,673	579,697
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	253,795	△492,421	△193,933	597,925
1株当たり当期純利益又は1株当たり(円)当期純損失(△)	65.11	△125.26	△49.15	151.08
総資産(千円)	3,321,154	3,494,612	3,199,449	3,823,660
純資産(千円)	1,430,642	960,589	782,144	1,395,882
1株当たり純資産額(円)	364.89	243.96	198.09	352.34

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第10期 (2022年3月期)	第11期 (2023年3月期)	第12期 (2024年3月期)	第13期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	2,788,415	3,420,283	4,249,567	4,701,447
経常利益(千円)	376,041	140,187	550,488	607,659
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	265,125	71,322	△837,962	631,413
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	68.02	18.14	△212.39	159.54
総資産(千円)	3,272,597	3,942,606	3,190,951	3,772,072
純資産(千円)	1,489,847	1,583,537	761,064	1,408,290
1株当たり純資産額(円)	379.99	402.17	192.76	355.47

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

③ 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イー・ファルコン	95,525千円	100.00%	適性検査サービス「eF-1G」の提供
株式会社マキシマイズ	3,000千円	100.00%	就職活動イベント「Tsunagaru就活」の企画・運営

②その他

2024年7月1日付で株式会社paceboxは当社に吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが、今後さらなる事業の拡大及び持続的な成長を実現し、新卒採用市場の問題解決並びに「つながりで、人の可能性があふれる社会をつくる」というMissionを実現するためには、以下に記載しております課題に対処していくことが必要であると認識しております。

① 顧客開拓について

当社グループは、入社後3年で3割の新卒入社者が離職してしまう早期離職という社会の非効率を解消することを目指します。その実現のためには、学生と企業間の「情報の非対称性」を原因とした新卒採用のミスマッチの解消が必要だと考えております。すなわち、学生が早い段階から自分のキャリアについて考え、業界や業種に関する正しい知識を得ることが出来る場を提供するとともに、情報をより多く持つ企業から学生に対してアプローチするダイレクトリクルーティング方式により、一対一のコミュニケーションのなかで、学生個人に応じたアプローチを行うことが効果を発揮します。

企業のサービス活用事例や採用コラム等の良質なコンテンツの発信、代理店活用による地方企業の開拓により、サービスの利用を促進し、利用企業数の拡大に取り組んでまいります。

② サービス開発・改良について

当社グループは、大手・中堅・中小、あらゆる企業が採用ターゲットである人材を採用できない、また学生はキャリアについて考える間もなく短期間で就職先を決定しなければならず、結果として自分に合った企業に就職できないという課題を解決してまいります。サービスの開発・改良に取り組むことで、一人ひとりが自分らしいキャリアを育てられるプラットフォームの実現を目指します。

学生へのサービスの提供価値の向上としては、キャリアについて考える学生に寄り添うサービスを開発するとともに、学生の志向に合う企業からオファーが届く機能性、利便性等を高めてまいります。また、企業に対しては、高い反応率の実現に向けた機能改善や運用サポートを行うとともに、適性検査eF-1Gやその他のサービスとの連携強化により、自社が採用すべきターゲット学生の分析や可視化等を通じ、提供価値を高めていくことで満足度の向上に努めてまいります。

③ ビッグデータの有効かつ適切な活用について

当社グループは、企業から学生にアプローチするダイレクトリクルーティングサービスを提供していることから、登録学生の属性やインターネット上での行動データを創業当時より蓄積しており、競争優位性の高い独自のデータベースを保有しております。また、適性検査「eF-1G」の受検とその受検結果の活用により、更に多くのパーソナリティデータ及びそれらを用いたマッチングについての貴重なデータも保有しております。これらのビッグデータを有効かつ適切に活用し、利用企業と登録学生のマッチング効率のさらなる向上に取り組みます。

④ 個人情報の管理について

当社グループは、学生の個人情報を多く預かっていることから、個人情報保護に関しては重要な課題と認識しております。「個人情報保護規程」をはじめとする諸規程の制定・運用、役員・従業員への定期的な社内教育の実施、システムのセキュリティ対策等により、個人情報の管理体制を構築・運用しております。また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、引き続き、情報管理体制の強化、徹底を図ってまいります。

⑤ 新規事業の創出

当社グループは、主力サービスの「OfferBox」が順調に成長している一方で、同サービスへの依存度が高い状態にあります。今後当社グループが安定的に成長していくためには、事業開発やM&A、アライアンスを通じて、新たな事業を創出し、収益化させることが重要であると考えております。

⑥ 優秀な人材の獲得

当社グループは、今後事業領域を拡大し安定的に成長していくためには、様々なバックグラウンドを持つ優秀な人材の獲得が不可欠であると考えております。多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材の獲得を通して、営業体制・開発体制・管理体制等を強化すべく、積極的な採用活動を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
HRプラットフォーム事業	新卒オファー型就活サービス 「OfferBox」の提供
	適性検査サービス 「eF-1G」の提供
	業界特化型の就職活動イベントサービス 「Tsunagaru就活」の運営
	つながりから可能性を広げる会員制ラウンジサービス 「plugin lab」の運営
	大学1・2年生向けキャリア教育サービス 「キャリア大学」の運営

(6) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社 : 大阪市淀川区
営業所 : 東京都千代田区
名古屋市中村区ほか

② 子会社

株式会社イー・ファルコン : 東京都中央区
株式会社マキシマイズ : 東京都千代田区

- (注) 1. 2024年10月1日付にて、東京営業所は東京都品川区から東京都千代田区に移転いたしました。
2. 2025年1月1日付にて、名古屋営業所は名古屋市中区から名古屋市中村区に移転いたしました。
3. 2024年10月1日付にて、株式会社マキシマイズは東京都品川区から東京都千代田区（株式会社i-plug 東京営業所所在地）に移転いたしました。

(7) **従業員の状況** (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
330 (70) 名	4名減 (16名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。アルバイト及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループはHRプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
299 (65) 名	2名増 (16名減)	34.4歳	3.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。アルバイト及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社はHRプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	301,719千円
株式会社山陰合同銀行	83,342

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社paceboxを吸収合併することを決議し、2024年7月1日付で吸収合併いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 13,850,000株
- ② 発行済株式の総数 3,962,584株
- ③ 株主数 1,123名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
中野智哉	2,228,500株	56.25%
田中伸明	176,249	4.44
直木英訓	96,785	2.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	94,300	2.38
山田正洋	86,000	2.17
株式会社SBI証券	84,829	2.14
B NY GCM CLIENT ACCOUNT J P R D A C I S G (F E - A C)	77,983	1.96
JPモルガン証券株式会社	68,600	1.73
ベル投資事業有限責任組合1	50,000	1.26
住友生命保険相互会社	50,000	1.26

- (注) 1. 上記の当社代表取締役CEO中野智哉氏の持株数は、同役員の資産管理会社である株式会社中野企画が保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
2. 持株比率は自己株式（857株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度に基づき、当期に交付した株式の状況は以下のとおりです。

	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	6,603株	4名
執行役員	2,876株	2名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告20頁「④イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。
2. 当社は、取締役（社外取締役を除く。）4名及び執行役員2名に対して譲渡制限付株式報酬として、2024年7月12日付で普通株式9,479株を発行いたしました。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	857株	—	—	857株

ロ. 新株予約権に関する事項

新株予約権の権利行使により、発行済み株式の総数は3,900株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権	
発行決議日		2020年3月13日	
新株予約権の数		3,680個	
新株予約権の目的となる数 株式の種類と 数		普通株式 (新株予約権1個につき 10株) 36,800株	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり) 12,800円 1,280円	
権利行使期間		2022年3月20日から 2030年2月28日まで	
行使条件		(注) 1	
役員保有状況	取締役	取締役 〔社外取締役 を除く〕	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者 3,680個 36,800株 1名
		社外取締役	—
	監査役		—

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- ハ. 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

- 二. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- 2. 上記取締役が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
- 3. 2020年12月31日付で行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 CEO	中野智哉	株式会社イー・ファルコン取締役 中途事業開発・学生事業担当
取締役 COO	直木英訓	株式会社マキシマイズ取締役 新卒事業担当
取締役 CFO	阪田貴郁	株式会社Board代表取締役 株式会社ネットオン社外監査役 株式会社イー・ファルコン取締役 株式会社マキシマイズ取締役 コーポレート担当
取締役	田中伸明	株式会社イー・ファルコン代表取締役
取締役 CSO	山田雅人	経営戦略担当
取締役（社外）	田中邦裕	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長兼最高経営責任者 株式会社アイモバイル社外取締役 BBSakura Networks株式会社社外取締役 株式会社ABEJA社外取締役 ユメノソラホールディングス株式会社社外取締役
取締役（社外）	麻田祐司	株式会社ブレイニアシスト代表取締役 麻田祐司公認会計士・税理士事務所代表 株式会社ウイルテック社外取締役監査等委員 ライク株式会社社外取締役
常勤監査役	赤木孝一	株式会社イー・ファルコン監査役 株式会社マキシマイズ監査役
監査役（社外）	中澤未生子	弁護士、中小企業診断士 エマーブル経営法律事務所代表 株式会社パルグループホールディングス社外監査役 株式会社エマーブルコンサルティング代表取締役 東洋シヤッター株式会社社外取締役
監査役（社外）	廣瀬好伸	公認会計士、税理士 株式会社ビーワンフード代表取締役 ビーワン公認会計士税理士事務所代表 株式会社NATTY SWANKY ホールディングス社外監査役 株式会社Scale Cloud代表取締役

- (注) 1. 2024年6月21日開催の第12期定時株主総会において、山田雅人氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 当事業年度中の重要な兼職の異動について
- イ 株式会社paceboxの吸収合併に伴い、代表取締役中野智哉氏は、2024年7月1日付で株式会社paceboxの代表取締役を退任いたしました。
- ロ 株式会社paceboxの吸収合併に伴い、取締役阪田貴郁氏は、2024年7月1日付で株式会社paceboxの取締役を退任いたしました。
3. 常勤監査役赤木孝一氏は、事業会社の管理部門における幅広い経験を有しており、経営管理に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役中澤未生子氏は、弁護士及び中小企業診断士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役廣瀬好伸氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は社外取締役田中邦裕氏及び麻田祐司氏並びに社外監査役中澤未生子氏及び廣瀬好伸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬額等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、2024年6月21日開催の臨時取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項の改定を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬額等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上に取り組む対価として、各取締役の職責を踏まえた適正な水準において決定することを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責・在任年数に応じ、他社水準・当社の業績・従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

c. 非金銭報酬等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を取締役その他当社取締役会の定める地位を喪失する日までとする譲渡制限付株式を、原則として毎年、一定の時期に当社取締役に対して付与する。付与する株式数は、役位・職責・在任年数に応じ、他社水準・当社の業績・従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、譲渡制限付株式を付与しない。

d. 金銭報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等は支給せず、金銭報酬のうち10%程度を非金銭報酬等である譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための金銭として支給するものとする。また、今後の当社の事業拡大及び成長フェーズを鑑み、業績連動報酬の導入を検討する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別報酬額は、各取締役が担うミッショングレード並びにそれに伴う業務の進捗及び達成度合いを踏まえた報酬額案を策定し、当該報酬額案の妥当性を過半数の社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会に諮問し答申を得たうえで、取締役会の決議により、代表取締役中野智哉に再一任する。

なお、個人別報酬額の決定にあたっては、当社の事業状況や各取締役の職務遂行状況を最も理解していることから、指名報酬諮問委員会で審議した報酬額案に基づき、代表取締役中野智哉に一任することが決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	121,936 (8,000)	112,758 (8,000)	— (—)	9,177 (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,548 (4,800)	13,548 (4,800)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	135,484 (12,800)	126,306 (12,800)	— (—)	9,177 (—)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第9期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2016年1月25日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
4. 謹度制限付株式報酬は、2022年6月21日開催の第10期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、謹度制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年20百万円以内とし、これを対価として当社取締役に対し発行または処分される当社の普通株式の総数は年20千株以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役田中邦裕氏は、さくらインターネット株式会社の代表取締役社長兼最高経営責任者、株式会社アイモバイルの社外取締役、BBSakura Networks株式会社の社外取締役、株式会社ABEJAの社外取締役及びユメノソラホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役麻田祐司氏は、株式会社ブレインアシストの代表取締役、麻田祐司公認会計士・税理士事務所の代表、株式会社ウイルテックの社外取締役監査等委員及びライク株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役中澤未生子氏は、エマーブル経営法律事務所の代表、株式会社パルグループホールディングスの社外監査役、株式会社エマーブルコンサルティングの代表取締役及び東洋シヤッター株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役廣瀬好伸氏は、株式会社ビーワンフードの代表取締役、ビーワン公認会計士税理士事務所の代表、株式会社NATTY SWANKYホールディングスの社外監査役及び株式会社Scale Cloudの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
社外取締役 田中邦裕	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では経営全般の観点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会6回のうち5回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役 麻田祐司	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 上場企業における経営管理についての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では経営全般の観点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回のうち5回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役 中澤未生子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 廣瀬好伸	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、監査役会において、当社の内部統制等について、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,800

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬額2,300千円を支払っています。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,866,785	流 動 負 債	2,282,300
現 金 及 び 預 金	2,509,422	1年内返済予定の長期借入金	291,615
売 掛 金	117,460	未 払 金	395,756
前 払 費 用	229,457	未 払 費 用	171,282
そ の 他	10,444	未 払 法 人 税 等	46,034
固 定 資 産	956,874	契 約 負 債	1,199,303
有 形 固 定 資 産	31,630	そ の 他	178,308
建 物	18,802	固 定 負 債	145,476
工具、器具及び備品	50,506	長 期 借 入 金	129,203
リ 一 ス 資 産	6,444	資 産 除 去 債 務	15,197
土 地	145	そ の 他	1,075
減 価 償 却 累 計 額	△44,270	負 債 合 計	2,427,777
無 形 固 定 資 産	683,188	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	40,806	株 主 資 本	1,395,882
ソ フ ト ウ エ ア	545,192	資 本 金	672,330
そ の 他	97,189	資 本 剰 余 金	550,088
投 資 そ の 他 の 資 産	242,055	利 益 剰 余 金	173,648
投 資 有 価 証 券	15,393	自 己 株 式	△184
繰 延 税 金 資 産	141,924	純 資 産 合 計	1,395,882
そ の 他	84,737	負 債 純 資 産 合 計	3,823,660
資 产 合 計	3,823,660		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,084,450
売 上 原 価	463,508
売 上 総 利 益	4,620,942
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,042,440
営 業 利 益	578,502
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,662
助 成 金 収 入	2,240
受 取 手 数 料	646
そ の 他	682
	5,231
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,181
株 式 交 付 費	843
そ の 他	11
	4,036
経 常 利 益	579,697
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	579,697
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	69,430
法 人 税 等 調 整 額	△87,659
当 期 純 利 益	△18,228
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	597,925
	597,925

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,525,264	流 動 負 債	2,219,381
現 金 及 び 預 金	2,215,786	買 掛 金	3,344
売 掛 金	85,447	1年内返済予定の長期借入金	291,615
貯 藏 品	255	未 払 金	394,267
前 払 費 用	215,054	未 払 費 用	164,188
そ の 他	8,721	未 払 法 人 税 等	41,999
固 定 資 産	1,246,808	預 り 金	56,888
有 形 固 定 資 産	25,133	契 約 負 債	1,146,935
建 物	14,921	そ の 他	120,142
工具、器具及び備品	39,760	固 定 負 債	144,400
土 地	145	長 期 借 入 金	129,203
リ 一 ス 資 産	1,728	資 産 除 去 債 務	15,197
減 価 償 却 累 計 額	△31,422	負 債 合 計	2,363,781
無 形 固 定 資 産	636,521	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	539,332	株 主 資 本	1,408,290
そ の 他	97,189	資 本 金	672,330
投 資 そ の 他 の 資 産	585,153	資 本 剰 余 金	642,330
投 資 有 価 証 券	15,393	資 本 準 備 金	642,330
関 係 会 社 株 式	358,843	利 益 剰 余 金	93,813
長 期 前 払 費 用	249	そ の 他 利 益 剰 余 金	93,813
繰 延 税 金 資 産	138,472	繰 越 利 益 剰 余 金	93,813
そ の 他	72,194	自 己 株 式	△184
資 産 合 計	3,772,072	純 資 産 合 計	1,408,290
		負 債 純 資 産 合 計	3,772,072

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,701,447
売 上 原 価	421,455
売 上 総 利 益	4,279,992
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,695,177
営 業 利 益	584,815
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,835
助 成 金 収 入	2,240
業 務 受 託 料	21,145
受 取 配 当 金	1
そ の 他	610
	26,833
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,138
株 式 交 付 費	843
そ の 他	8
	3,989
経 常 利 益	607,659
税 引 前 当 期 純 利 益	607,659
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	73,254
法 人 税 等 調 整 額	△97,009
当 期 純 利 益	△23,754
	631,413

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社i-plug
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内田 聰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 炭廣 慶行

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社i-plugの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社i-plug及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社i-plug
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内田 聰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 炭廣 慶行

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社i-plugの2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に
関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告
いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を
受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説
明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締
役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換により連携を
図ることで、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いた
しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との定例会、取締役及び執行役員との意見
交換会並びに部門長等との面談を通して、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報
告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書、契約書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びエ
リアオフィス等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会
社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を
受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体
制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとし
て会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び
当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその
構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたし
ました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するととも
に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。ま
た、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第
131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備し
ている旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

株式会社 i - p l u g 監査役会
常勤監査役 赤木孝一 
社外監査役 中澤未生子 
社外監査役 廣瀬好伸 

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第19条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を2名増員し、8名から10名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>8名以内</u> とする。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>10名以内</u> とする。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	中野智哉 (1978年12月9日)	<p>2001年6月 株式会社ロード入社</p> <p>2002年6月 株式会社アド・エイエヌ（現 パーソルキャリア株式会社）入社</p> <p>2012年4月 当社代表取締役社長</p> <p>2018年6月 当社代表取締役CEO（現任）</p> <p>株式会社イー・ファルコン取締役（現任）</p> <p>2022年4月 株式会社pacebox取締役</p> <p>2022年9月 株式会社マキシマイズ取締役</p> <p>2022年10月 一般社団法人的資本経営推進協会理事</p> <p>2023年10月 株式会社pacebox代表取締役</p> <p>2023年11月 大阪商工会議所1号議員（現任）</p>	2,228,500株

(取締役候補者とした理由)
中野智哉氏は、創業時より当社の代表取締役を長年にわたり務め、2018年6月より当社グループの株式会社イー・ファルコンの取締役に就任し、当社グループの経営を統括する等、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社グループの成長及び企業価値向上に必要な人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	なお 木直英訓 (1981年7月19日)	<p>2005年4月 株式会社インテリジェンス (現 パーソルキャリア株式会社) 入社</p> <p>2014年8月 当社取締役COO (現任)</p> <p>2020年10月 当社RP部ゼネラルマネージャー</p> <p>2021年4月 当社事業推進室ゼネラルマネージャー</p> <p>2021年11月 当社事業推進部ゼネラルマネージャー</p> <p>2023年10月 当社マーケティング部ゼネラルマネージャー</p> <p>2023年11月 当社営業統括部統括部長 株式会社マキシマイズ取締役 (現任)</p> <p>2024年4月 当社新卒事業本部本部長 (現任)</p>	96,785株

(取締役候補者とした理由)

直木英訓氏は、2014年8月より当社の取締役を長年にわたり務め、2023年11月より当社グループの株式会社マキシマイズの取締役に就任し、営業及びマーケティング分野において豊富な経験と知見を有しております。今後も新卒事業本部の責任者として当社グループの成長及び企業価値向上に必要な人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	阪 田 貴 郁 (1971年5月2日)	<p>2004年10月 株式会社トリドール（現 株式会社トリドールホールディングス）入社</p> <p>2006年9月 株式会社オー・エム・コーポレーション入社</p> <p>2010年11月 株式会社F・O・インターナショナル入社</p> <p>2011年11月 夢展望株式会社入社</p> <p>2012年12月 夢展望株式会社取締役</p> <p>2016年4月 株式会社Board代表取締役（現任）</p> <p>2016年10月 株式会社AIVICK取締役</p> <p>2017年4月 当社監査役</p> <p>2018年10月 夢見る株式会社社外監査役</p> <p>株式会社ネットネイティブ社外取締役</p> <p>2019年9月 当社社外取締役</p> <p>2019年12月 株式会社ネットオン社外監査役（現任）</p> <p>2022年4月 株式会社pacebox取締役</p> <p>2022年6月 当社取締役</p> <p>2022年9月 当社取締役CFO（現任）</p> <p>株式会社イー・ファルコン取締役（現任）</p> <p>株式会社マキシマイズ取締役（現任）</p> <p>2024年4月 当社コーポレート本部本部長（現任）</p>	3,985株

(取締役候補者とした理由)

阪田貴郁氏は、2022年6月より当社の取締役を務め、2022年9月より当社グループの株式会社イー・ファルコン及び株式会社マキシマイズの取締役に就任し、ベンチャー企業におけるM&Aやファイナンスの経験並びに経営管理に関する豊富な経験と知見を有しております。今後もコーポレート本部の責任者として当社グループの成長及び企業価値向上に必要な人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	田中伸明 (1982年11月29日)	<p>2005年4月 アフラック（正式名称 アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス）入社</p> <p>2009年1月 株式会社グロービス入社</p> <p>2012年6月 当社取締役営業担当</p> <p>2014年7月 当社取締役CMO</p> <p>2018年10月 当社取締役CHRO</p> <p>2019年9月 当社取締役CFO兼コーポレートマネジメント部ゼネラルマネージャー</p> <p>2021年6月 株式会社イー・ファルコン取締役</p> <p>2021年7月 当社取締役CFO</p> <p>2022年9月 当社取締役（現任）</p> <p>株式会社イー・ファルコン代表取締役（現任）</p> <p>2023年8月 一般社団法人的資本経営推進協会理事（現任）</p>	176,249株

(取締役候補者とした理由)

田中伸明氏は、2012年6月より当社の取締役を長年にわたり務め、2022年9月より当社グループの株式会社イー・ファルコンの代表取締役に就任し、当社グループの「eF-1G」事業を統括する等、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も「eF-1G」等、ピープル・アナリティクス事業の責任者として当社グループの成長及び企業価値向上に必要な人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	山 田 雅 人 (1980年3月22日)	<p>2004年4月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社入社</p> <p>2005年10月 アビームコンサルティング株式会社入社</p> <p>2012年4月 株式会社リクルート入社</p> <p>2012年10月 株式会社リクルートキャリア (現 株式会社リクルート) へ転籍</p> <p>2019年4月 株式会社リクルートジョブズ (現 株式会社リクルート) へ出向</p> <p>2020年4月 株式会社リクルートキャリア (現 株式会社リクルート) 領域戦略 室執行役員</p> <p>株式会社リクルートジョブズ (現 株式会社リクルート) 領域戦略 室執行役員</p> <p>2021年4月 株式会社LITALICO 経営戦略統括部執行役員CSO</p> <p>2023年12月 当社経営戦略室ゼネラルマネージャー (現任)</p> <p>当社執行役員CSO</p> <p>2024年6月 当社取締役CSO (現任)</p>	23,432株

(選任理由及び期待される役割の概要)

山田雅人氏は、2024年6月より当社の取締役を務め、事業会社での豊富な経験や人材関連サービス事業に関する幅広い見識を有しております。今後も経営戦略室の責任者として当社グループの成長及び企業価値向上に必要な人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	たなかくにひろ 田中邦裕 (1978年1月14日)	<p>1998年4月 株式会社インフォレスト設立 代表取締役</p> <p>1999年8月 さくらインターネット株式会社設立 代表取締役社長</p> <p>2000年12月 さくらインターネット株式会社 代表取締役副社長</p> <p>2004年6月 さくらインターネット株式会社 取締役最高執行責任者</p> <p>2007年11月 さくらインターネット株式会社 代表取締役社長兼最高経営責任者</p> <p>2008年6月 さくらインターネット株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>2015年4月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティング（現 ビットスター株式会社） 代表取締役</p> <p>2015年7月 さくらインターネット株式会社 最高経営責任者（現任）</p> <p>2016年10月 株式会社アイモバイル社外取締役（現任）</p> <p>2018年4月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティング（現 ビットスター株式会社） 取締役</p> <p>2019年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2019年8月 BBSakura Networks株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2019年12月 株式会社ABEJA社外取締役（現任）</p> <p>2021年4月 虎の穴ラボ株式会社社外取締役</p> <p>2021年10月 ユメノソラホールディングス株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2022年10月 株式会社オープンストリームホールディングス社外取締役</p>	3,000株
<p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）</p> <p>田中邦裕氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営に関する豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。</p>			

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	<p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">あさ だ ゆう じ 麻 田 祐 司 (1972年6月15日)</p>	<p>1997年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所</p> <p>2000年4月 税理士法人トーマツ(現 デロイトトーマツ税理士法人)へ転籍 公認会計士登録</p> <p>2004年5月 株式会社エディオン入社、財務経理部長</p> <p>2007年4月 株式会社パソナe プロフェッショナル(現 株式会社パソナ)監査役</p> <p>2008年6月 株式会社エディオン取締役</p> <p>2008年8月 株式会社ビックカメラ取締役</p> <p>2012年6月 株式会社エディオン常務取締役</p> <p>2014年4月 株式会社ブレインアシスト設立 代表取締役(現任) 麻田祐司公認会計士・税理士事務所設立 代表(現任)</p> <p>2016年6月 株式会社SERIOホールディングス社外 取締役監査等委員</p> <p>2018年6月 株式会社ウイルテック社外取締役監査 等委員(現任)</p> <p>2022年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2022年6月 ライク株式会社社外取締役(現任)</p>	2,700株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>麻田祐司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士として豊富な知見を有しております、引き続き当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。</p>			

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	<p style="text-align: center;">新任 社外取締役</p> <p>古川明日香 (1969年10月23日)</p>	<p>1993年4月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入行</p> <p>2001年4月 ウィリアム・エム・マーサー社（現マーサージャパン株式会社）入社</p> <p>2011年5月 ダノンジャパン株式会社入社</p> <p>2013年9月 AIG富士生命保険株式会社（現 FWD生命保険株式会社）入社</p> <p>2015年10月 アメリカン・ホーム医療・損害保険株式会社へ出向</p> <p>2017年1月 AIG富士生命保険株式会社（現 FWD生命保険株式会社）出向解除</p> <p>2017年5月 AIG富士生命保険株式会社（現 FWD生命保険株式会社）執行役員CHRO</p> <p>2021年11月 カルチャーガードナー株式会社設立 代表取締役社長（現任）</p>	一株

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)
古川明日香氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は人事コンサルタントとして豊富な知見を有しており、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 候補者中野智哉氏は、親会社等に該当します。株式会社イー・ファルコン及び株式会社マキシマイズは、同氏の子会社等に該当します。各候補者の子会社等における地位及び担当は、上記表中の「略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況」に含めて記載しております。
2. その他、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田中邦裕氏、麻田祐司氏及び古川明日香氏は、社外取締役候補者であります。
4. 田中邦裕氏及び麻田祐司氏は、現在当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって田中邦裕氏が6年、麻田祐司氏が3年となります。
5. 当社は田中邦裕氏及び麻田祐司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。社外取締役候補者が取締役に選任された場合には、すべての社外取締役との間で当該契約を締結する予定です。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の19頁に記載のとおりであります。各候補者の選任

が承認されると、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7. 当社は、田中邦裕氏及び麻田祐司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、古川明日香氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により、退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年3月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂一丁目2番7号	
沿 革	1971年9月 太陽監査法人設立 2006年1月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し、 太陽ASG監査法人となる 2008年7月 有限責任組織形態に移行し、 太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に名称変更 2018年7月 優成監査法人と合併	
資 本 金	530百万円	
構 成 員	代表社員・社員（公認会計士） 職員（公認会計士） その他職員	95名 376名 852名 合計1,323名

会計監査人候補者に関する事項

太陽有限責任監査法人は、2024年1月1日から3月31日までの間、金融庁より契約の新規締結に関する業務の停止命令を受けておりますが、同監査法人は、2024年1月31日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、透明性を確保したガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の見直し、及び監査現場の改革等の施策を実施しております。

今回の処分は、当初の通常監査ではなく、主として訂正監査に起因し、最終の表示段階で発生した個別性の高い事案であるため、通常の監査における品質等の影響はないものと考えております。また、業務改善についてはすでに着手され、施策は概ね完了し、改善されている旨の説明を受けていることから、同監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取組を評価するとともに、当社における監査業務は適切かつ厳格に遂行されると判断しております。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額については、2021年6月29日開催の第9期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき今日に至っております。

この度、第2号議案「取締役8名選任の件」において付議しております取締役1名の増員への対応と、経営環境の変化に応じた機動的な運用を可能とすることを目的として、第6号議案「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件」及び第7号議案「社外取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」でご承認をお願いする譲渡制限付株式報酬付与のための報酬を、上記の報酬枠とは別枠とし、金銭報酬のみの額として、取締役の報酬等の額を、「年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）」とさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬等の額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、当社は、2024年6月21日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めていますが、第7号議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しています。本議案は、当該方針において指名報酬諮問委員会での審議を経て取締役会で決定していることから、相当であると考えております。

また、取締役の員数は、現在7名（うち、社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されると、本総会終結の時をもって8名（うち、社外取締役3名）となります。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額については、2016年1月25日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内とご承認いただいておりますが、昨今、高品質な監査を行うための十分な監査時間の確保、社内外における様々なステークホルダーとの協働等、とりわけ社外監査役に求められる役割が増大していることや、経済情勢の変化など諸般の事情を考慮し、監査役の報酬額を、年額40百万円以内に改定することにつきご承認をお願いするものであります。なお、監査役の員数は、現在3名（うち、社外監査役2名）です。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社は、2022年6月21日開催の第10期定時株主総会において、当社の取締役会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役の金銭報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を20千株以内とすることにつきご決議いただき、今日に至っております。

今般、当社は、対象取締役に当社のさらなる企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また経営環境の変化に応じた機動的な運用を可能とするため、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、年額40百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を40千株以内とすることにしたいと存じます。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整するものとします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は5名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決しても、当該取締役の員数に変更は生じません。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2024年6月21日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告21頁に記載のとおりであります。本議案は当該方針に沿うものです。なお、第7号議案「社外取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」をご承認いただくことを条件に、当該方針を当該議案にも沿う内容に変更することを予定しております。

また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

第7号議案 社外取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は、2021年6月29日開催の第9期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、社外取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、社外取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の社外取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。なお、第4号議案が承認可決されると、上記の報酬枠は、年額400百万円以内（うち社外取締役分60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となります。

なお、当社は、2022年6月21日開催の第10期定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額20百万円以内とし、譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式の総数を年20千株以内として承認いただいております。

本議案に基づき当社の社外取締役（以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額6百万円以内とし、譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式の総数は年6千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は2名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されると、対象取締役は3名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利となる範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する事項が当社の株主総会による承認を要さない場合には、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める項目を本割当契約の内容とする。

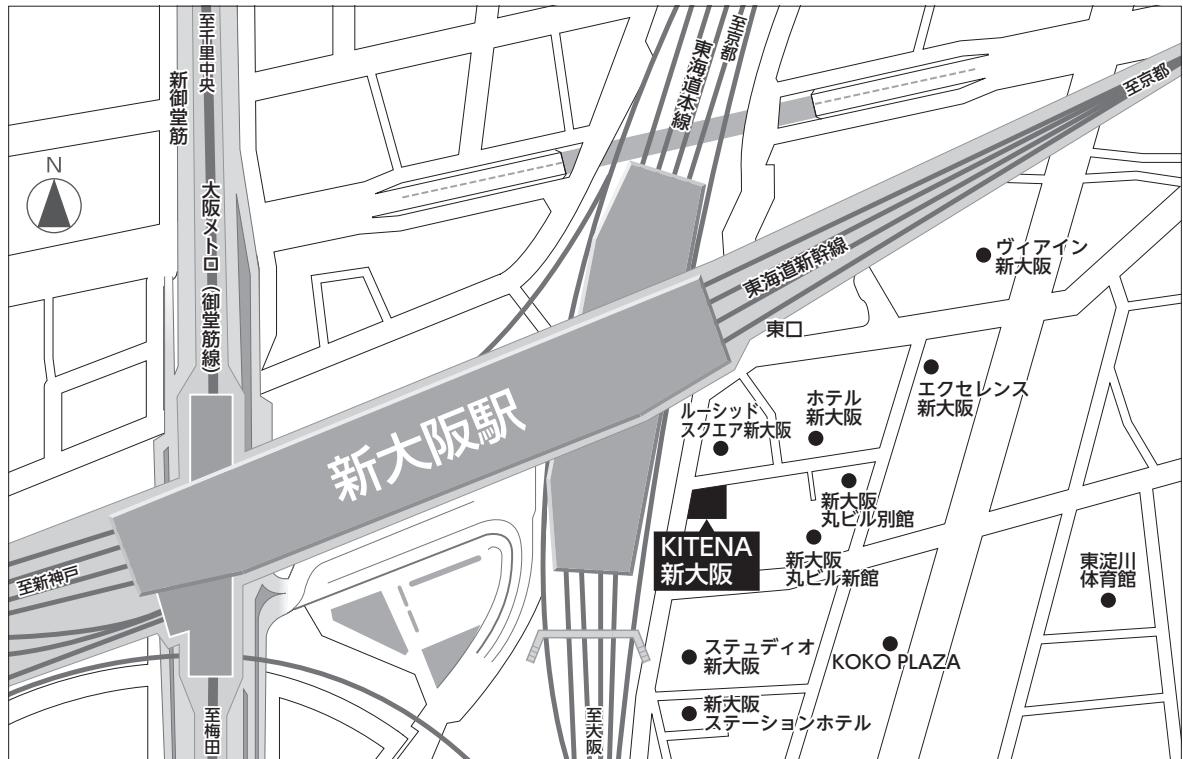
なお、当社は、2024年6月21日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市東淀川区東中島一丁目18番5号
KITENA新大阪 4階403号室



交通 J R 新大阪駅

大阪メトロ御堂筋線新大阪駅

東口より

5番出入口（中改札）より

徒歩約 2 分

徒歩約 8 分

※会場には駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用ください。